

令和 7 年度わな捕獲技術向上研修事業の 業務委託に係るプロポーザル募集要領

和歌山県では、「令和 7 年度わな捕獲技術向上研修事業」について、業務を効率的かつ効果的に実施することができる事業者を募集します。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和 7 年度わな捕獲技術向上研修事業

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度わな捕獲技術向上研修事業 業務委託仕様書」のとおり

(3) 提案限度額

金 7,110,400 円（消費税及び地方消費税含む。）

(4) 契約期間

委託契約日 から 令和 8 年 3 月 15 日 まで

2 応募資格

当該事業を効率的かつ効果的に実施することができる法人またはその他団体で、以下の全ての要件に該当するものとします。

(1) 「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第 3 条に定める入札参加資格を満たす者で、業務種目 大分類 10 企画・広告・手配 小分類 2 大会・イベント企画・研修企画運営及び大分類 16 人材 小分類 5 人材派遣に該当する者。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者に該当しない者であること。

(4) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としない者であること。

(5) 直近 3 年間に於いて、ニホンジカ及びイノシシに対する捕獲技術の指導に関して、国又は地方自治体との契約実績がある者であること。

(6) 審査委員の所属する団体ではないこと。

3 スケジュール

項 目	日 程
企画提案書類の提出の受付開始 募集要項等に関する質問の受付開始	令和 7 年 ____ 月 ____ 日 () ※ 施行日記入のこと
質問の受付終了	令和 7 年 5 月 14 日 (水) ※必着
質問の回答予定日	令和 7 年 5 月 21 日 (水)
企画提案書類の提出の受付終了	令和 7 年 5 月 28 日 (水) ※必着
審査委員会	令和 7 年 6 月 4 日 (水)
審査結果の通知	審査委員会後、速やかに通知します

4 質問

企画提案書作成にあたって質問事項がある場合は、質問申出書(様式 6)を提出してください。

- (1) 受付期間 ※ 施行日記入のこと
令和 7 年 月 日 () から 令和 7 年 5 月 14 日 (水) の午後 5 時 まで
(持参の場合は、上記期間(土日を除く)の午前 9 時から午後 5 時とします。)
- (2) 提出方法
持参、郵送、FAX 又は電子メールにより、上記受付期間内に必着で提出してください。
なお、持参以外の方法で提出した場合は、受領確認を鳥獣害対策課あてに電話で行ってください。
- (3) 提出先
和歌山県農林水産部農業生産局鳥獣害対策課(県庁東別館 4 階)
住 所 : 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
F A X : 073-428-3072
E-mail : e0720001@pref.wakayama.lg.jp
- (4) 回答方法
令和 7 年 5 月 21 日 (水) までに書面(電子メール、FAX を含む)により回答し、その内容については、鳥獣害対策課ホームページ内にて公表します。ただし、質問内容が軽微なものについては、鳥獣害対策課の担当者から質問者への口頭による回答のみとします。
- (5) 注意事項
ア 質問者の団体名、部署名、氏名、連絡先(電話番号、FAX 番号、メールアドレス)は必ず記載してください。
イ 企画提案書の審査等に係る質問は、公平性の確保及び公平な選考を妨げるおそれがあるため、受け付けません。

5 応募書類等の提出

- (1) 提出書類
別紙提出書類一覧のとおり
- (2) 受付
ア 受付期間 ※ 施行日記入のこと
令和 7 年 月 日 () から 令和 7 年 5 月 28 日 (水) の午後 5 時 まで
(持参の場合は、上記期間(土日を除く)の午前 9 時から午後 5 時とします。)
イ 提出方法
持参又は郵送により、上記受付期間内に必着で提出してください。
なお、郵送により提出した場合は、受領確認を鳥獣害対策課あてに電話で行ってください。
ウ 提出先
和歌山県農林水産部農業生産局鳥獣害対策課(県庁東別館 4 階)
住 所 : 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
- (3) 注意事項
ア 提出書類の作成及び提出に要する経費は、申請者の自己負担とします。
イ 提出された書類は、採択を行う作業に必要な範囲内で、複製を作成することがあります。
ウ 県が必要と認める場合は追加資料を求める場合があります。

エ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。

オ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

6 企画審査及び評価方法

(1) 選定方法

企画提案書及びプレゼンテーション（プレゼンテーション 15 分以内・質疑応答 10 分程度）により審査を行います。審査は、和歌山県農林水産部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行います。

(2) 審査項目及び評価内容

ア 業務計画の提案内容

- (ア) 初級研修(座学)の開催方法の妥当性
- (イ) 中級研修(実習)の開催方法の妥当性
- (ウ) 実践研修(現地指導)の対応方法の妥当性
- (エ) 各研修における安全管理方法の妥当性

イ 業務の実施体制に関する内容

(3) 最優秀提案者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を最優秀提案者としてします。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者としてします。

応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者としてします。基準点に満たないときは、事業を実施する場合には再度公募します。

(4) 審査会の開催日及び場所

令和7年6月4日（水） 和歌山県庁北別館1階1-C会議室 （予定）

※ 詳細は企画提案書の提出締切後に提出者へ個別に通知します。

(5) 審査結果の公表方法及び内容

採用・不採用に関わらず、書面等により全提案者へ通知します。また、鳥獣害対策課のホームページ内にて次の内容を公表します。

ア 全提案者の名称及び評価点

イ 契約候補者の名称及び評価点

ウ 契約候補者の選定理由

7 審査対象からの除外（欠格事項）

以下のいずれかの要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- (2) 提出書類に虚偽または不正があった場合。
- (3) 公募要領に違反または著しく逸脱した場合。
- (4) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (5) 提案限度額を超える提案があった場合。
- (6) その他不正行為と認められる行為があった場合。

8 契約の締結

選定された契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容を確定し契約を締結します。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の候補者と協議します。

9 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

10 問合せ先

和歌山県農林水産部農業生産局鳥獣害対策課 被害対策班

担当者：榎

住 所：〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

T E L：073-441-2906（直通）

F A X：073-428-3072

E-mail：e0720001@pref.wakayama.lg.jp